

EPARK メディア掲載サービス利用規約

第1条 (取扱の準則)

株式会社 EPARK リラク&エステ (以下「運営元」といいます。)は、以下に定める「EPARK メディア掲載サービス利用規約」(以下「本規約」といいます。)に基づき、「EPARK メディア掲載サービス」(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

第2条 (本サービスの利用)

本サービスの利用を希望する店舗 (以下「お客様」といいます。)は、本規約に同意の上、運営元の定める方法により本サービスへの加入を申し込み、運営元がこれを承諾したことをもって本サービスの利用登録 (以下「利用登録」といいます。)が完了するものとします。また、利用登録が完了したお客様を「利用者」といいます。

第3条 (本サービスの内容)

本サービスの内容は以下のとおりとします。

- ・運営元又は運営元の提携先が運営する WEB サイト (以下「媒体」といいます。)に利用者の店舗 (以下「本店舗」といいます。)情報を掲載でき、媒体に訪問したユーザー (以下「ユーザー」といいます。)からの予約受付を行えるサービス。なお、お客様の情報が掲載される媒体はお客様のお申込されたプランに応じて、別途、運営元が指定する媒体とし、運営元はお客様の同意を取ることなく、これを増やすことができるものとします。
- ・その他、別途運営元が指定する前項に付随するサービス

第4条 (利用料金)

1. 本サービスの利用料金 (以下「利用料金」といいます。)は、媒体をとおして、本店舗のページより予約を行ったユーザーが実際に本店舗に訪れ、会計を行った場合に発生します。なお、利用料金については、運営元指定の申込書に記載された金額とします。また、本サービスの利用契約期間中に、租税法規の変更による公租公課の増額が行われた場合、当該増額分は全て利用者が負担するものとします。
2. 利用者は、当月分の利用料金を、毎月末日で締め、翌月末日までに運営元指定口座に振込み、自動振替、又は別途運営元が定める方法にて支払うものとします。振込手数料は利用者が負担するものとします。
3. 運営元の責めに帰すべき事由によらず、利用者が本サービスを使用することができなくなった場合であっても、利用料金の減額・返還、損害賠償を含め、運営元は一切の責任を負わないものとします。
4. 運営元は、理由の如何を問わず、利用者が運営元に対して既に支払った利用料金を含む一切の料金を返還しないものとします。

第5条 (苦情処理等)

1. 利用者がユーザーに対して本店舗にて提供するサービス (以下「利用者サービス」といいます。)に起因する苦情への対応は、利用者が責任をもって行い、運営元に何ら迷惑をかけないものとします。
2. 運営元が、利用者サービスに起因する苦情への対応を行った場合、利用者は運営元の請求に基づき、運営元に生じた対応のために要した費用相当額を支払うものとします。

第6条 (遅延損害金)

運営元は、利用者が第4条に基づく債務の支払を遅延したときは、利用者に対し支払期日の翌日から完済に至るまで、1年を365日とする年率14.5%の割合による遅延損害金を請求することができるものとします。

第7条 (お問合せ)

利用者は、運営元に対して本サービスに関する問合せを行う場合、運営元の定める方法により運営元に対して連絡をするものとします。

第8条 (本サービス・規約の変更)

1. 運営元は、利用者に対する事前の通知又は承諾を得ることなく、本規約又は本サービスの内容を変更することができるものとします。
2. 運営元は、前項に基づき本規約又は本サービスの内容を変更した場合、変更後の本規約又は本サービスの内容を利用者に運営元が指定する方法により通知するものとします。
3. 本規約又は本サービスの内容が変更された場合、変更後の本規約及び本サービスの内容が適用されるものとします。
4. 運営元は、利用者に対する事前の通知又は承諾を得ることなく、本サービスの一部又は全部を変更又は廃止することができるものとします。
5. 利用者は、運営元が、自己の裁量によって、利用料金を変更する場合があることにつき、予め同意するものとします。なお、運営元は、当該変更日の60日前までに利用者へ通知を行うものとします。

第9条 (利用停止)

1. 運営元は、以下の各号のいずれかに該当する場合、利用者に対する事前の通知又は承諾を得ることなく、本サービスの一部又は全部の提供を停止することができるものとします。

- ① 本サービスのシステム設備の保守を行う場合。
 - ② 本サービスのシステムにウィルスの進入又は不正アクセスが行われた場合。
 - ③ 第17条に定める不可抗力が発生し、若しくは発生するおそれがある場合。
 - ④ 運営元が本サービスの提供を停止することが望ましいと判断した場合。
 - ⑤ 利用者が本規約の各条項のいずれかに違反した場合。
 - ⑥ 利用者が本サービスの利用料金の支払いを遅滞した場合。
2. 運営元は、前項に基づき本サービスの一部又は全部の提供を停止したことにより利用者に損害が生じた場合でも一切責任を負わないものとします。

第10条 (禁止事項)

利用者は、本サービスを利用するにあたり、以下の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- ① 第三者又は運営元の財産若しくはプライバシーを侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- ② 第三者又は運営元に不利益若しくは損害を与える行為、又はそのおそれのある行為。

第11条 (権利譲渡の禁止)

利用者は、本サービスの利用に関する権利及び義務の一部又は全部を第三者に譲渡し、又は、担保に供してはならないものとします。

第12条 (損害賠償)

利用者が本規約の各条項のいずれかに違反したことにより、運営元又は第三者に損害を与えた場合には、運営元又は第三者が被った損害（逸失利益、訴訟費用及び弁護士費用等を含むがこれに限定されないものとします。）等を全額賠償する責任を負うものとします。

第13条 (通知)

1. 運営元から利用者への通知は、書面の送付、電子メールの送信、ファックスの送信、Webサイトへの掲載又はその他運営元が適切と判断する方法により行うものとします。
2. 前項の通知が書面の送付による場合、当該書面が送付された日の翌々日（但し、その間に法定休日がある場合は法定休日を加算した日）に利用者には到達したものとみなすものとし、電子メールの送信又はファックスの送信による場合は、当該電子メール若しくは当該ファックスが送信された時点で利用者には到達したものとみなすものとします。また、前項の通知がWebサイトへの掲載による場合、Webサイトに掲載された時点で利用者には到達したものとみなすものとします。
3. 利用者が第1項の通知を確認しなかったことにより不利益を被ったとしても、運営元は一切責任を負わないものとします。

第14条 (利用目的)

運営元は、利用者に関する情報を、以下の各号に該当する場合において利用するものとします。

- ① 本サービスを提供する場合（利用料金等に関する請求を行う場合を含みます）。
- ② 本規約又は本サービスの変更に関する案内をする場合。
- ③ 本サービスに関し緊急連絡を要する場合。
- ④ 運営元、運営元の親会社及び当該親会社の子会社（以下、総称して「運営元等」といいます。）が取扱う各種商材に関する案内をする場合。
- ⑤ 運営元等が、キャンペーン・アンケートを実施する場合。
- ⑥ マーケティングデータの調査、分析、新たなサービス開発を行う場合。
- ⑦ 運営元等及び業務提携企業に提供する統計資料の作成を行う場合。
- ⑧ 法令の規定に基づく場合。
- ⑨ 利用者から事前の同意を得た場合。

第15条 (秘密保持)

お客様は本サービス利用中に知り得た全ての情報を機密情報として取扱うものとし、目的を超えて使用し又は第三者に開示・漏洩しないものとします。また、お客様はその従業員に対し、本条による秘密保持義務を遵守させるものとします。

第16条 (データの著作権及び所有権)

1. 本サービスに関する著作権・その他知的財産権及び所有権等は、運営元に帰属します。
2. 本サービスにおいて掲載されたお客様の文章、画像、映像等（以下「著作物」といいます）にかかる知的財産権（以下「知的財産権等」といいます）の帰属については、お客様が従前より保有している著作物を除いて運営元に帰属するものとします。なお、知的財産権等の帰属がお客様にある場合においても、運営元が著作物の使用、翻案、頒布、譲渡等を行うにあたり必要な範囲に限り、予めお客様は運営元に対して当該知的財産権等の使用を無償、無期限にて許諾するものとします。
3. お客様は、運営元に対し、本契約の有効期間中及び本契約終了後も、次のとおり運営元が知的財産権等を使用する

ことを許諾するものとします。また、お客様は、運営元が本条による許諾に基づいて知的財産権等を使用することに対して、著作権人格権を行使せず、また、著作者に行使させないものとします。

- ① 知的財産権等の全部又は一部を任意に選択して複製・加工・編集し、又はほかの情報素材などと組み合わせて媒体に掲載すること
- ② 知的財産権等の全部又は一部を運営元のサイト又は前号により知的財産権等を掲載する媒体に掲載、商品の販売促進及び宣伝（運営元又は第三者の検索サービスから運営元のサイトへの誘導を向上させるため、当該第三者に提供することを含みます）のために使用すること
- ③ 前各号のほか、日本の国内外で無償かつ非独占的に利用（複製、上映、公衆送信、展示、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案及び出版ならびに第三者へサブライセンスすることを含みます）すること

第17条（免責）

1. 通信回線や移動体通信端末機器等の障害等による本サービスの中断・遅滞・中止により生じた損害、その他運営元のサービスに関して利用者に生じた損害について、運営元に故意・又は重過失がない限り、運営元は一切責任を負わないものとします。
2. 利用者が本規約等に違反したことによって生じた損害については、運営元は一切責任を負わないものとします。
3. 運営元は利用者が求める本サービスの効果を何ら保証しないものとします。

第18条（報告義務）

1. 利用者が、商号、代表者、住所又は連絡先等を変更する場合、運営元に対して速やかに連絡を行うものとします。
2. 利用者が、前項に基づく連絡を怠った場合、連絡の不履行に基づき生じた損害については、運営元は一切責任を負いません。

第19条（第三者への委託）

運営元は、本サービスの一部又は全部を、利用者の事前の承諾、又は利用者への通知を行うことなく、第三者に委託できるものとします。

第20条（本サービスの提供の停止及び利用契約の解除）

運営元は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの通知、催告を要せず直ちに、本サービスの提供を停止し、又は本サービスに関する利用契約を解除することができるものとします。

- ① 利用者が差押、仮差押、仮処分若しくは競売の申立を受け、又は公租公課滞納による処分を受けたとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
- ② 解散決議をしたとき又は死亡したとき。
- ③ 被後見人、被保佐人又は被補助人の宣告を受けたとき。
- ④ 資産、信用、支払能力等に重大な変更を生じたと運営元が認めたとき。
- ⑤ 法人格、役員又は幹部社員が民事訴訟又は刑事訴訟の対象（捜査報道がされた場合を含む）となり、運営元に不利益を与えたとき、又は、その恐れがあるとき。
- ⑥ 利用者が法令に反する行為を行ったとき、過去に同様の行為を行っていたことが判明したとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
- ⑦ 第9条（利用停止）第5号乃至第7号の規定により本サービスの利用を停止された利用者が、なおその事実を解消しないとき。
- ⑧ 前項の規定にかかわらず、運営元は、利用者が第9条（利用停止）の第5号乃至第7号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が運営元の業務遂行に著しい支障を及ぼすと認められるとき。
- ⑨ 前各号に掲げる事項の他、利用者の責めに帰すべき事由により、運営元の業務の遂行に支障を来し、又は来たとおそれが生じたとき。
- ⑩ 本規約、又はこれに付随して締結する契約の各条項に違背したとき。
- ⑪ その他、運営元が利用者に対して本サービスを提供することが不相当と判断したとき。

第21条（解約）

利用者が、本サービスの解約を行う場合、利用者は、解約申告期間にいかかに記載する PeakManager サポートまでサービス利用契約を解約する旨連絡する方法により行うものとします。なお、解約申告期間は契約期間が満了する月の前月の1日から末日までとします。

<解約申告期間早見表>

契約満了月	1月	2月	3月	4月
解約申告期間	前年 12/1～12/31	1/1～1/31	2/1～2月末日	3/1～3/31
契約満了月	5月	6月	7月	8月
解約申告期間	4/1～4/30	5/1～5/31	6/1～6/30	7/1～7/31
契約満了月	9月	10月	11月	12月
解約申告期間	8/1～8/31	9/1～9/30	10/1～10/31	11/1～11/30

<PeakManager サポート>

電話番号：0120-206-460

電話受付時間：平日10：00～18：00
休業日：土曜・日曜・祝日・年末年始

第22条（解約後の措置）

1. 利用者が、理由の如何を問わず利用者の資格を喪失した場合、利用者が運営元に対して既に支払った利用料金を含む一切の料金は返還されないものとします。
2. 利用者は、理由の如何を問わず利用者の資格を喪失した場合、運営元に対する一切の債務を、利用者の資格を喪失した日の属する月の翌月末日までに運営元に対し弁済するものとします。

第23条（期限の利益の喪失）

利用者が、第20条に定める各号のいずれかに該当した場合、当然に期限の利益を喪失し、運営元に対する債務を直ちに支払わなければならないものとします。

第24条（契約期間）

本サービスの利用契約期間満了日は、別途利用者と運営元との間で締結する運営元が提供する「ピークマネージャー」の利用に関する契約に定める期間に準ずるものとします。なお、利用者が第21条に定める手続きに則って解約をしなかった場合には、利用者と運営元との間で締結した本サービスに関する契約は、同一条件にて12ヶ月間延長されるものとし、その後も同様とします。

第25条（反社会的勢力に関する表明及び確約）

1. 利用者は、相手方に対し、自ら及び自らの役員が、本契約の締結日において以下の者（以下「反社会的勢力」と総称する。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- (4) 暴力団準構成員
- (5) 暴力団関係企業
- (6) 総会屋
- (7) 社会運動等標ぼうゴロ
- (8) 特殊知能暴力集団
- (9) その他前各号に準ずる者

2. 利用者は、相手方に対し、以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 反社会的勢力によって経営を支配されていること
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
- (3) 自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的で反社会的勢力を利用していること
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供、または便宜を供与していること
- (5) 自らの役員または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

3. 利用者は、相手方が本条の表明に関して虚偽の申告をし、または本条の確約に違反したことが判明した場合、催告を要することなく直ちに本契約を解除できるものとします。

4. 前項に基づく契約の解除が行われた場合、虚偽の申告をし、または本条の確約に違反した利用者（以下「違反利用者」といいます。）は、解除を行った相手方（以下「解除相手方」といいます。）に対して損害賠償を請求できないものとします。

5. 第4項に基づく契約の解除によって、解除相手方が損害を被った場合、違反利用者は解除相手方に対してこれを賠償する責任を負うものとします。

第26条（信義誠実の原則）

本規約の解釈に疑義が生じた場合は、利用者と運営元が誠意をもって協議し解決を図るものとします。

第27条（施策）

運営元は、運営元任意の裁量でキャンペーン・クーポンを実施できるものとします。

以上

制定日：平成29年4月1日
改定日：令和3年1月27日

改定日：令和3年5月28日
改定日：令和6年12月1日

別紙

別紙に記載の内容は本サービスに基づき利用者が弊社の提携する媒体である運営元の運営する「EPARK リラク&エステ」（以下「本サイト」といいます。）に掲載される場合に適用されるものとし、別紙に記載の内容は本規約の一部として取り扱われるものとします。

本機能とは、ユーザーが本サイトにおける EPARK 割引を利用して、利用者の店舗における施術代金の一部又は全部を割引する機能を指します。

- ① 本機能に基づきユーザーが事前に割引した金額（以下「本金額」といいます。）は、毎月末日で締め、翌月末日までに利用者が運営元に対して負っている債務と相殺する方法又は運営元の指定する方法により支払います。但し、利用者が運営元に対して負っている債務が、本金額を下回る場合は、利用者の金融機関口座に対して振り込む方法により支払います。この場合、振込手数料は運営元が負担します。
- ② 本機能を利用したことによるユーザーとのトラブルについて、運営元の責に帰すべき事由がない限り、運営元は責任を負わず、ユーザーと利用者との間で解決を図るものとします。
- ③ 利用者の金融機関口座に不備があり解消されない等、利用者の事由により、運営元が本金額を適切に支払う手段がない場合、運営元は利用者に対する本金額の支払いを当該不備が解消されるまで留保することができるものとします。
- ④ 本機能は予告なく終了する可能性があります。その場合、運営元と利用者との間における本機能に係る債権債務を速やかに清算します。